

築上町告示第127号

令和2年第5回築上町議会臨時会を次のとおり招集する

令和2年10月22日

築上町長 新川 久三

1 期 日 令和2年10月30日

2 場 所 築上町役場議事堂

○開会日に応招した議員

吉原 秀樹君

江本 守君

池永 巖君

鞘野 希昭君

工藤 久司君

北代 恵君

宗 晶子君

丸山 年弘君

信田 博見君

田原 宗憲君

塩田 文男君

武道 修司君

池亀 豊君

田村 兼光君

○応招しなかった議員

令和2年 第5回 築上町議会臨時会 会議録（第1日）

令和2年10月30日（金曜日）

議事日程（第1号）

令和2年10月30日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

①議長の報告（提出された案件の報告）

日程第4 議案第74号 専決処分について（令和2年度築上町一般会計補正予算（第7号）について）

日程第5 議案第75号 専決処分について（令和2年度築上町一般会計補正予算（第8号）について）

日程第6 議案第76号 令和2年度築上町一般会計補正予算（第9号）について

日程第7 議案第77号 工事請負契約の締結について

日程第8 議案第78号 設計・施工契約の締結についての議決内容の一部変更について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

①議長の報告（提出された案件の報告）

日程第4 議案第74号 専決処分について（令和2年度築上町一般会計補正予算（第7号）について）

日程第5 議案第75号 専決処分について（令和2年度築上町一般会計補正予算（第8号）について）

日程第6 議案第76号 令和2年度築上町一般会計補正予算（第9号）について

日程第7 議案第77号 工事請負契約の締結について

日程第8 議案第78号 設計・施工契約の締結についての議決内容の一部変更について

出席議員（14名）

1 番 吉原 秀樹君	2 番 江本 守君
3 番 池永 巖君	4 番 鞆野 希昭君
5 番 工藤 久司君	6 番 北代 恵君
7 番 宗 晶子君	8 番 丸山 年弘君
9 番 信田 博見君	10 番 田原 宗憲君
11 番 塩田 文男君	12 番 武道 修司君
13 番 池亀 豊君	14 番 田村 兼光君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君	課長補佐 横内 秀樹君
総務係長 城山 琴美君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 新川 久三君	副町長 …………… 八野 紘海君
教育長 …………… 久保ひろみ君	総務課長 …………… 元島 信一君
財政課長 …………… 椎野 満博君	企画振興課長 …………… 桑野 智君
住民課長 …………… 吉川 千保君	福祉課長 …………… 種子 祐彦君
産業課長 …………… 鍛冶 孝広君	建設課長 …………… 神崎 秀一君
都市政策課長 …………… 首藤 裕幸君	学校教育課長 …………… 野正 修司君
生涯学習課長 …………… 古市 照雄君	

午前10時00分開会

○議長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、令和2年第5回築上町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（武道 修司君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、14 番、田村兼光議員、1 番、吉原秀樹議員を指名いたします。

_____ . _____ . _____

日程第 2. 会期の決定

○議長（武道 修司君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。塩田議会運営委員長。

○議会運営委員長（塩田 文男君） 議会運営委員会の報告をいたします。

10 月 28 日、議会運営委員会を開催し、お手元に配付の会期日程案のとおり決定いたしました。

会期は、本日 10 月 30 日、1 日限りとすることが適当だと決定いたしましたので御報告いたします。

以上です。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りします。本臨時会の会期は委員長報告のとおり、本日 10 月 30 日、1 日限りと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日 10 月 30 日、本日の 1 日限りと決定をいたしました。

_____ . _____ . _____

日程第 3. 諸般の報告

○議長（武道 修司君） 日程第 3、諸般の報告をいたします。

本日提案されています議案は、お手元に配付していますように議案第 74 号ほか 4 件です。

議事に入ります。

お諮りします。日程第 4、議案第 74 号専決処分について（令和 2 年度築上町一般会計補正予算（第 7 号）について）から、日程第 8、議案第 78 号設計・施工契約の締結についての議決内容の一部変更についてまでを、会議規則第 39 条第 2 項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第 74 号から議案第 78 号は委員会付託を省略し、本日即決することに決定をいたしました。

日程第４、議案第７４号

○議長（武道 修司君） 日程第４、議案第７４号専決処分について（令和２年度築上町一般会計補正予算（第７号）について）を議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 議案第７４号専決処分について（令和２年度築上町一般会計補正予算（第７号）について）、令和２年９月３０日付で専決処分したので報告し、承認を求める。令和２年１０月３０日提出、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第７４号は専決処分をいたしまして、その報告でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額１６９億８，５１４万７，０００円に１，５８４万５，０００円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を１７０億９９万２，０００円と定めるものでございます。

歳出の主なものは、庁舎建設事業費が３８１万３，０００円の増額、それから、町内小中学校の修学旅行のキャンセル代金の一応これ、キャンセルがあるというふうな形で想定をしておりましたが、今、修学旅行は行っておるようでございますけれど、これ執行しないで済む状況でございます。そういう形で一応、５９１万３，０００円を専決させていただいております。それから、台風１０号の被災した施設の災害復旧費として、公営住宅の住宅災害復旧費が３８５万円、それから、社会体育施設災害復旧費２２６万９，０００円。

歳入の主なものは、普通交付税を３１２万５，０００円、それから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金５３２万円、旧合併特例債を３６０万円、公共土木施設災害復旧事業債３８０万円を、歳入の予算として充てるようにしておりますのでございます。

それから、繰越明許費の追加を１件、債務負担行為の追加を１件、地方債の追加及び変更をおのおの１件と計上しておりますのでございます。

災害復旧、それから修学旅行等々、一応急を要したので、議会の招集をするいとまがなかったので、地方自治法第１７９条第１項の規定により９月３０日付で専決処分をいたしたところでございます。よろしく御審議をいただき、御承認をお願い申し上げます。

○議長（武道 修司君） これより質疑を行います。質疑のある方。池亀議員。

○議員（１３番 池亀 豊君） この７４号の専決処分の中の、繰越明許費補正庁舎建設事業費事業と、旧合併特例債の３６０万円の増額は、「特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」という専決処分に該当しないと私はと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武道 修司君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課、椎野でございます。

繰越明許費と合併特例債につきましては、庁舎建設工事の仮契約を行う必要がありますので、専決処分とさせていただきました。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 専決処分とは、先ほど町長がおっしゃいましたように、町村長が議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため時間的余裕がないことが明らかであると認めるときです。

ですから、この3款1項19目14節の工事請負費及び先ほど池亀議員が御質問されました、3ページの繰越明許費21億2,100万については、もう専決されているということですが、このような重要な案件が、議会を招集するいとまがないということで専決されてしまったことに納得できません。10月9日に契約をされたということですが、その10月9日の契約前に議会を招集する時間はあると思います。

では、この前提で2つお尋ねします。

そもそも庁舎の工期延長が必要と認識したのはいつなのでしょうか。1点。そして、いつまでに変更契約をしないと繰越明許等の議決をしないと間に合わないのかというのがもう一点。この2点についてお答えください。

○議長（武道 修司君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課、椎野でございます。

工期の延長につきましては、9月の下旬、25日に前田建設のほうから工期延長の申入れがございました。その分の精査につきまして、1週間ほどちょっと要しまして、その分で議会のほうを、臨時議会するのか専決するのかというところを町長、副町長と相談しまして、この分では本日の臨時議会に契約の分を出すためには専決処分としたいということで結論づけまして、専決処分をさせていただいたところです。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 期限につきましては、もう早急に庁舎建設、もう本体工事完成間近でございますので、早急にさせていただきましたというところでございます。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 繰越明許費については、年度内に議決をすればいいことになっているので、このように急ぐ理由が全く分かりません。そして、今日の議会で、専決ではなく一般

会計補正予算で繰越明許費の提案をして、また１１月２５日に臨時議会を招集されるとおっしゃっていました。そのときに契約変更をしたって十分に時間的余裕があると思うんですが、なぜ時間的余裕がないと判断されたのでしょうか。町長、お答えください。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、専決という形。議会を招集する、ちょっと時間的な余裕がなかったということで専決をさせてもらったと、これが理由でございます。

契約には一切関係していない。ただし、契約をしなければならないという差し迫ったところもございまして、専決をして明らかな予算を確保しないと、仮契約もできないという形になる。そして仮契約をやれば、繰越明許も当然、これは増額になるという形になりますんで。これは事務手続上やむを得ず、この専決処分の中に入れていったと、そういうことで御理解いただきたいと思います。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（７番 宗 晶子君） 事務処理上、もう十分な余裕があると思うので、全く理解することはできません。（発言する者あり）３回目ですので、分かっております。最後の質問ですね。

もうこの件については理解できないということで、もう一つだけ。１０款１項２目１８節のほうについて伺いたいと思います。

この予算については、もう専決でも仕方がないかなというふうに納得はいたしました、財政課長じゃなくて企画振興課長に伺います。

これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業には含まれないのでしょうか。なぜこれを聞くかといいますと、前回の議会で、こちら新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業一覧を作ってくださいました。大変分かりやすい資料でありがたいと思っておりますが。

こちらについて、議案第７６号になるんですけれども、こちらの議案資料には、やはりこの続きということで書いてあるんですが、前回提示いただいた交付金充当額合計が４億２,６８９万６,０００円で、こちらのほう残高が、４億３,１９１万６,０００円となっていて、５００万どっかに行っちゃっているんですよ。確認しましたら、この専決の予算に充てたということなんです。

やっぱりこういう一覧表に、この新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に含まれるんだったら、やっぱり一覧表に明示すべきではないかと思いますが。この点について御回答お願いいたします。

○議長（武道 修司君） 桑野企画振興課長。

○企画振興課長（桑野 智君） 企画振興課、桑野でございます。

ただいまの議案資料の事業一覧についてお答えいたします。

今回作成した分が、議案の76号議案に関して資料を作らせていただきました。専決処分である分をこの中には入れていなかったのも、全部のコロナウイルスの事業としてはちょっと分かりにくかったかと思いますので、今後、分かりやすく作成するようにしていきたいと思います。

以上です。

○議長（武道 修司君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） ありませんね。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。原案に対しての反対意見のある方。宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） まず、専決処分です。こちらに関して全く納得ができません。説明では、議会を開催するいとまがないぐらい緊急を要した内容の契約とは全く思えませんし、議案であるとは思いません。感染予防対策に費用とかがかかるのは3月から分かっていたと思いますし、こういう状況が予測できれば、前もって議会にけることもできたし、この後でも十分議会にけるので間に合うはずです。

議員必携の中より、「もし議会を招集する時間的な余裕があったと思われる、もしくは時間的余裕が今後あると思われるのに、町村長が主観的に時間的余裕がないとして専決処分をしたというようなことがあれば、議会としては毅然たる対応で不承認として町村長に反省を与え、今後戒めるべきである」と、議員必携に明記されています。

私たち議員は住民の代表として、法に基づき説明ができる判断を行わなければなりませんので、議員の皆様の懸命な判断を求め、反対討論といたします。

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） ほかに討論ありませんね。それでは、これで討論を終わります。

これより議案第74号について採決を行います。議案第74号は承認することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。ありがとうございます。起立多数です。よって、議案第74号は承認することに決定をいたしました。

日程第5. 議案第75号

○議長（武道 修司君） 日程第5、議案第75号専決処分について（令和2年度築上町一般会計補正予算（第8号）について）を議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 議案第75号専決処分について（令和2年度築上町一般会計補正予算（第8号）について）、令和2年10月14日付で専決処分したので報告し、承認を求める。
令和2年10月30日提出、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第75号も専決処分についてでございます。本案は令和2年度築上町一般会計補正予算（第8号）の専決処分でございます。

本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額170億99万2,000円に5,236万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出総額の予算額を170億5,336万1,000円と定めるものでございます。

歳出予算は、7月5日から8日の梅雨前線の豪雨で被災した施設の災害復旧費として、農地災害230万円、農業用施設の災害1,750万円、林業施設410万円、水産業施設72万4,000円、公共土木施設（町道）が825万5,000円、河川249万円、台風10号で被災した施設の災害復旧費として公立学校施設1,700万円が予算の概要でございます。

歳入につきましては、普通交付税を1,546万7,000円、農地災害復旧事業費分担金9万2,000円、農林水産業施設災害復旧事業費分担金48万1,000円、公立学校施設災害復旧事業費負担金853万3,000円、農地農業用施設災害復旧事業費補助金759万6,000円、災害復旧事業債2,020万円の一応、財源を充てることにしております。

これも国の査定を終えて、被災施設の原状復旧に早急に取り組む必要があるため急を要し、議会を招集できなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により10月14日付で専決処分といたしました。よろしく御審議をいただき、御承認をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（武道 修司君） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより議案第75号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第75号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号は承認することに決定をいたしました。

日程第6、議案第76号

○議長（武道 修司君） 日程第6、議案第76号令和2年度築上町一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 議案第76号令和2年度築上町一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和2年度築上町一般会計補正予算（第9号）を別紙のとおり提出する。令和2年10月30日、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第76号は令和2年度築上町一般会計補正予算（第9号）についてでございます。

本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額170億5,336万1,000円に1億49万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を171億5,386万円と定めるものでございます。

歳出の主なものは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として、行政手続のオンライン化に係る文書管理費、広報に係るものが269万5,000円、住民異動受付支援システム整備に係る戸籍住民基本台帳費1,848万円、医療機関等支援給付金に係る社会福祉総務費7,932万4,000円でございます。

歳入予算の主なものは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,034万4,000円、それから、前年度繰越金を4,015万5,000円、一応、充当することにしております。

その他、繰越明許費の追加として、戸籍住民基本台帳費の住民異動受付支援システム整備事業として1,840万円を、一応、繰越明許費として追加をさせていただいておるところでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（武道 修司君） これより質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） まず、住民課長に伺います。医療機関等支援給付金の内容と、あと異動システム整備事業の内容をお答えください。

そして、企画振興課長に、LINEシステム導入の内容、そして、特に費用の中で気になるの

が、行政手続のオンライン化を図ると書いてありますので、その内容について特に詳しく御説明いただければと思います。

○議長（武道 修司君） 吉川住民課長。

○住民課長（吉川 千保君） 住民課長、吉川でございます。

まず、医療機関への支援につきましてですが、9月議会では、医療機関等への支援において国、県の支援策を活用していただきたい旨お答えいたしました。医療機関、介護機関、鍼灸施術の方におかれましては、現在、受診・施術控えは減ってきているものの、受診控えなどのあおりがまだ尾を引いている状況を鑑み、支援策を打ち出しました。

また、豊築休日急患センター、九州周防灘地域定住自立圏による中津市民病院の小児救急センターにおいても大きな収益赤字が見込まれている現状で、とりわけ豊築休日急患センターにおきましては負担金の増額を検討していることから、町内の医療機関、薬局等におきましても、町における支援の上乗せを支援策としてお願いするものです。

それから、2番目の住民異動受付支援システムについてでございますが、待たせない窓口構築の実現が目的となります。交付金事業の目的である3密対策を実施した社会的環境整備、2つ目に、行政手続の電子処理化、スマート化、行政事務のデジタル化推進に即したものとなっています。

当町では以前から、分かりにくい、時間がかかるなどかねてから課題であった、住民の住所変更届における窓口業務の最適化について研究していたところですが、コロナウイルスの防止策をも図らなければならない状況となり、待ち時間、処理時間の短縮が急務となりました。

そこで、ICTを活用したシステムを導入し、転入・転出など住民票の異動に関する全ての手続で届出書類への記入をなくしていき、手続時間の短縮、住民の負担を軽減することを検討しております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 桑野企画振興課長。

○企画振興課長（桑野 智君） 企画振興課、桑野でございます。

議案第76号のLINEのシステムについて補足させていただきます。

現在、情報発信については、ホームページからSNSへ移りつつあります。パソコンからスマートフォンへ急速に移行しております。SNSの国内での使用はLINEが多数を占めています。

今回、配信の強化概要としましては、セグメント配信、欲しい情報を選択できるということです。無料のLINEで標準提供されている機能では実現できない、情報カテゴリーごとの配信機能を導入することができます。例としましては、暮らし、観光、子育て等、ごみ出しとかそうい

った区分で、より分かりやすく情報を得るために必要な情報を選んでいく方法の機能もあります。併せて、防災無線で流している情報、避難情報とか町のお知らせをLINEにより文章で確認することができるように検討しております。

先ほど質問のございました行政手続のオンライン化ですけれども、先進事例につきましては、文部科学省がやっている学生支援緊急給付金申請、他の自治体ではボランティアの受付申請、道路損傷通報などがあります。

今後、各課と調整をしながら、簡単な申請の手続から導入できるように協議をしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 丁寧に御説明くださり、ありがとうございました。

まず、住民課長に再度伺います。私も質問等で、医療機関等にお勤めになっているエッセンシャルワーカーさんについて、その介護職員さんとか看護師さん、保育士さんについての応援金等を求めているところで。この資料を見ますと、人数によって加算されておりますので、その方々への応援金等の目的も入っているのかなあと思って。事業所自体にもですけれども、働いている方への応援金も含まれているのかとかっていうのをお尋ねします。

住民票受付支援システムのほうですね、こちらは本当に画期的なシステム導入で、ぜひともスムーズにいくように応援したいと思っておりますが。こういうシステムって結構、故障とかが心配だなあと思えますし、最初、導入したはいいいけどうまくいくのかなあっていうので、保証の関係もどうなっているかが。契約上はどういうふうにするつもりなのかとかいうことを、メンテですね。考えて導入していただきたいなっていうところですので、もし、考えているようでしたら教えてください。

LINEシステム導入なんですけれども、セグメント配信ということで、今、発信されていることが、さらに詳しくなるというのは本当に大変結構だと思います。ホームページからもラインからもフェイスブックからも同じ情報を見られるのは、とても住民の方には役に立つと思うし、それに対して269万5,000円のお金がかかるということですね。ですね、今回は。

先ほど、「行政手続のオンライン化を図るため」。私はこの文書を見ると、今回、この269万5,000円で行政手続のオンライン化までできるのかと誤解してしまいましたので、ちょっと書き方等、「将来的に」とか書いていただけると、もうちょっと分かりやすかったなっていう指摘は1点です。

情報、この行政システムのオンライン化の今後なんですけれども、この後の予定は、幾らぐらいかけて、いつまでにやる予定なのか決まっているようでしたら。特にお金の方は大事ですの

で、そこまで考えて導入の予算を組まれたと思いますので、御回答をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 吉川住民課長。

○住民課長（吉川 千保君） 住民課、吉川でございます。

まず、資料がお手元にあるかどうか、ちょっと私では分かりかねるんですけども。支援金の分につきましては、業種を簡単に申し上げたいと思います。病院、診療所、歯科診療所、薬局。薬局といいましても調剤薬局になります。介護サービス事業所、障害者・障害児福祉サービス事業所、保育園、保育所、幼稚園、鍼灸院等、整骨院等となっています。

支給の仕方につきましては、1法人等につき20万円と、職員数で5万円の負担を考えております。支給は、宗議員がおっしゃいましたとおり事業所に支給するものでありますが、使途、使い道につきましては、事業所に一任することになります。

医療機関につきましては、以上です。

そして、異動システムのほうにつきましては、きめ細やかな保守ができるような業者の選定を、プロポーザル方式で今、検討しております。

○議長（武道 修司君） 桑野企画振興課長。

○企画振興課長（桑野 智君） 企画振興課、桑野でございます。

先ほどの質問の件ですが、オンライン化に関しては印鑑の廃止とかその辺も絡んでくると思いますので、その辺の検討をしながら。また、各課のほうにヒアリングを実施して、なるべく早めに申請のできるものを洗い上げていきたいと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 御答弁ありがとうございました。

企画のほうは、今後のことは、今は決まっていらないんだなっていうふうに認識しました。せっかく入れるんでしたら、ぜひともLINE等で様々なことができるようにしっかり検討して、無駄のない予算を計上していただきたいと思います。スピードが大事ですので、滞ることなく、今後も取り組んでいただきますよう求めます。

住民課長に最後に伺います。

こちらは、やっぱり要綱を出されると思うんですけども、要綱には目的と、あと従業員さん1人当たり一応5万円を計上して、この金額になっているというふうなことを書くと思うんですけども。やっぱり、業者への支援も大事ですが、やはりエッセンシャルワーカーさんへの支援も大事だと思いますので、できましたら要綱のほうに、そのような、働いている人にお金が届くような要綱を作っていただきたいと思いますので。もうこれはお願いです。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） いいですね。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。原案に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより議案第76号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第76号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第77号

○議長（武道 修司君） 日程第7、議案第77号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 議案第77号工事請負契約の締結について「学校施設環境改善交付金事業」「防衛施設周辺防音事業」築上町立八津田小学校建設工事③（校舎建設工事）について、次のように工事請負契約を締結するものとする。令和2年10月30日提出、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第77号は工事請負契約の締結でございます。

本案は工事請負契約の締結について、町立八津田小学校建設工事（校舎建設工事）の一応、請負でございます。

本契約は、令和2年10月9日に条件付一般競争入札を行った結果、2者の入札参加がございました。結果は別紙のとおりでございますが、溝江建設株式会社が消費税込みで10億7,580万円で落札をして、現在、仮契約をしております。

工事概要については、鉄筋コンクリート造りの2階建て、防音工事というようなことでございますし、工期につきましても、再来年の1月の31日までを一応、工期と出しておること

でございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（武道 修司君） これより質疑を行います。質疑のある方ありませんか。工藤議員。

○議員（５番 工藤 久司君） 八津田小学校の建設工事に関しては、９月議会の総務産業建設委員会でもちょっとお聞きしたんですが、点数を１，５００点で募集をかけたところ２者あったが１者が辞退をして、１，２００点に下げてまた再度募集をかけて、２者のこの結果が通ることだと思っんです。

町長、ちょっと聞きたいんですが。今のこの流れっていうのが、もう少し点数を下げて、広く工事に参加をしていただいて、よりいいものを安くというのが今、全国的な自治体のそういう入札の流れになっていると聞くんですが。結果、点数を上げて１か月弱ぐらいで工事が落ちている、契約が延びてしまうっていうことに関しての見解を、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） もう基本的には、指名審査委員会の答申に基づいてやるわけでございますけれども。審査委員会のほうで、１，５００という形で当初答申がございましたんで、事情の説明を聞いたところ、やはり業者の大手がいい仕事をやるんだという、これはもう当然、責任を持った仕事でいい仕事をやるんだということで。これでおればいいよという話で、私は当初、認めたところでございますけれども。当初、おったんですけれども、一応、辞退者が出たということで、入札は不発に終わりました。

そこで、少し下げなければ、応募はないんでなかろうかということで下げていったということでございまして。そういうことで、後、また指名審査委員会で下げていただいたというふうな形でございますんで。

感想というても、私は審査委員会の一応、答申に基づいて指名に決裁をしておるという形でございまして、別に何も申すことはございません。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（５番 工藤 久司君） 細かいことは９月の委員会で言ったので、もともと築城中学校の校舎建設は１，２００点。それが八津田小学校、金額も少ないし、そして面積も少ないのに１，５００点に上げたっていうのは、今、町長が言うように大手で印象どうっていうことになる、築城中学校じゃあそれでよかったのって話になってしまいますが、そこはあんまり追及しませんけど。

そのあたりは今後のその入札、大型事業っていうのは、やはりもっとたくさん門戸を広げて、この頂いた資料の中に、その他の項ですかね。ということでできる、地元は地元のそういう建設業をなるべく使ってくださいっていうのが書いてありますので、やはり地元が潤うような事業にしていきたいという思いです。

それとこの事業の、ここに書いてあります「八津田小学校建設工事③」と書いていますので、①、②、結局全部で幾らになるのか。この工事の建物は10億ちよっとっていうのは分かりますが、①、②という工事があると思いますので、これで総額幾らになるのかを、ちょっとお伺いします。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課、野正でございます。

まず、①でございますが、プールの解体工事でございます。契約金額が2,308万9,000円で契約しております。

それから、②でございますが、進入路の工事でございます。こちらが1,854万6,000円で契約しているところでございます。

合計は、ちょっと計算しておりません。すみません。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） プールの解体が2,300万で、進入路が1,800万プラス4,000ちよっとですね。ということは、この金額、10億を超える金額、超えていますけど。消費税入れなくても超えているような金額になるのかなってあります。

これは、以前の八津田小学校建設のときにも言ったんですが、プールを解体するということで、プール授業をどうするのかといったときに、いろんな、B&Gを使ったりとかいうふうな話もあったと思うんですけど。現在、B&Gも使えないような状態。八津田小学校の、じゃあ、水泳授業どうするのかというのを、しっかり考えていただきたい。下城井小学校でも新しくなっていますし、椎田小学校に行くのかってなると、そこまで行く先生の負担、子供の負担というのも非常に大きなものだと思うので、そこはしっかり考えていただきたい。

最後の質問なんで。この八津田小学校を建てる機会にですね、町長。教育長かな。教育長、やっぱり築上町の学校規模に関しても、やはり検討はしないといけないと思うんです。いろんな意見が、やはり八津田小学校を建てることに関して住民の方からあります。じゃあ、ほかの小学校はどうするのっていうのがありますので。やっぱりそこは、今後、教育委員会として検討をして、将来的にどういう形で築上町の適正規模っていうのはどうなるのかっていうのを。これ、八津田小学校を建てるのがいい機会だと思いますので、教育委員会で話をしていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会、久保でございます。

今、工藤議員御指摘のとおり、やはり未来の築上町の教育がどうあったらいいのかということ

は、日々、教育委員会の定例会の中でも意見交換は今、しております。

来年度以降、やはり規模と申しますか、学校の在り方を十分検討していかなければならないというふうに思っておりますので。このことは、私たちは課題と思っておりますので、来年度以降に検討を重ねていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） ほかにありませんか。宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 私ども総務産業建設委員会ではございません。入札不調のことについては、厚生文教委員はよく分かりませんので、詳しく説明をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課、椎野でございます。

八津田小学校の建設工事につきましては、8月21日に入札告示を行いましたところ、2者から参加の申し込みがございました。資格については、先ほどから話がありますとおり、建築工事一式で1,500点以上というところでございます。

2者参加申込がございまして、そのまま入札までいけば入札になったんでございますが、その入札までの期間内に1者が配置予定技術者の手配が困難となったことの原因から辞退届があったため入札をしたところでございます。そして、再度入札して1,200点以上で再度2者がございましたので、御覧のと通りの落札となっております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。原案に対して、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより、議案第77号について採決を行います。

本案に対して反対意見はありません。議案第77号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 78 号

○議長（武道 修司君） 日程第 8、議案第 78 号設計・施工契約の締結についての議決内容の一部変更についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 議案第 78 号設計・施工契約の締結についての議決内容の一部変更について、平成 31 年 3 月 22 日付け、議案第 46 号をもって議決された築上町新庁舎建設事業の設計・施工契約の締結に係る議決内容の一部を次のように改める。令和 2 年 10 月 30 日提出、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第 78 号は、設計・施工契約の締結についての議決内容の一部変更についてでございます。

変更内容は工期の見直し、これが当初は平成 31 年 3 月 22 日から令和 3 年 3 月 25 日まででございました。見直しの変更は、平成 31 年 3 月 22 日から令和 3 年 6 月 15 日までということで変更いたしておるところです。

なお、この変更理由につきましては、国土交通省、例のコロナ感染症の対応というようなことで、一応変更やむなしというような通達も出ておりますし、それに基づいて業者のほうから一部変更の要求書が出てまいりまして、これを設計管理している福岡県の技術センターの皆さんの専門家の意見を聞きながら、ここぐらいまではやむを得ないだろうというふうなことで工期の延長をするというようなことと、それからまたこれも国土交通省通達で、確か 2 週間ぐらい一応工事は全部中止をしておったというのも加味されております。一応作業員の調達、それから工事の中止、中断というようなことで、これぐらいの工期の変更を、技術者が判断をしていただきながら、工期を認めていったと。それから請負代金の変更も新型コロナウイルス感染防止対策費の増というようなことで、基本は大きいのはその作業員の詰所、これを当初 1 階でございましたけれども、ちょっと密を避けるというようなことで、2 階部分を増設していったというようなことで、これも一応 381 万 2,600 円、消費税込みでございますけれども、一応この代金は認めざるを得ないだろうというようなことで、一応変更契約の中に盛り込ませていただいたところでございます。以上でございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） これより質疑を行います。質疑のある方。北代議員。

○議員（6 番 北代 恵君） 契約内容の変更ということなんですが、まずお聞きしたいのが、先ほど御説明にもありましたけれども、国交省の通達があつてやむないということなんですが、その中で専門家の御意見を伺ったそうですが、専門家の御意見の中でどのような説明があつたの

か、そしてこの工期の期間がこのぐらい延びるということに至った経緯をお伺いしたいのと、381万2,600円の増額に関してなんですが、こちらはコロナ対策のお金ということで、詰所を増設されたということなんですが、この金額は全てその増設とコロナ対策のお金で全て賄われるんでしょうか、その辺をお伺いいたします。

○議長（武道 修司君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課椎野でございます。

まず、国土交通省のコロナ感染対策に関する通知でございますけども、その中で国土交通省からは受注者のほうから一時中止の申し出等があった場合においては、一時休止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組状況等、必要があると認められたときは、受注者の責めに帰することができないものとして、工期の延長をすべきものとされております。

そして、町長が説明しました専門家の意見につきましては、公益財団法人福岡県建設技術情報センターのほうに相談いたしまして、その中で受注者から一時中止等の申し出があった場合は、事情を個別に確認した上で必要があると認められるときは適切な措置を行うよう、適切であると判断されれば、国土交通省の事務連絡による対応が望ましいというところを回答を得ております。

そして、コロナ対策の経費でございますけども、詳しく説明しますと、作業員の密集を回避するための休憩所の増設が143万円。換気のためのエアコンのリース代が53万4,000円、そして各作業場の消毒のために専用の従業員を雇いましたが、その経費が148万8,000円となっております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） ありがとうございます。

コロナ対策の金額に関しては理解できます。ありがとうございます。

もう1点、工期の延長なんですけれども、専門家の御意見も伺って必要だと認めたので、この期間延長したということなんですが、具体的なその期間ですね。コロナの影響で工事を中止していたのは2週間だというふうにお伺いしております。物資等々の遅れも生じているということも話されていたと思いますが、なぜこの3か月弱の期間になったのかという部分について、もう少し詳しくお尋ねできますでしょうか。

○議長（武道 修司君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課、椎野でございます。

コロナウイルスの分で、4月当初、緊急事態宣言が発令されまして、4月30日から5月10日まで、11日間は完全に現場のほうを中止をしております。

そしてその後、今回、令和2年の12月に庁舎本体完成引き渡しを計画しておったところですが、その後庁舎の解体や増設工事をする中で、令和3年3月25日までの工期を予定しておりました。設計の遅れや解体、造成工事の期間とも考慮しまして、庁舎本体の完成を10月に早めるという計画を業者のほうでしておったようでございます。そのため、施工業者の人員を増加するというところで、本体工事を2か月半短縮する予定でありました。しかしながら、4月に新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が出たため、全国で発令されたため、県外の従業員等を確保することが困難となりました。そのため人員が確保できないというところから、2か月半工期が遅れているというところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） ほかに。田原議員。

○議員（10番 田原 宗憲君） ちょっとお聞きしたいんですが、この庁舎の引っ越し期間はどれぐらい遅れたんですかね。

それとちょっと待って、それと今言ったように県外の従業員というのは、例えば前田建設工業のJVの従業員なのか、今現状の中で県内業者がほとんど、今、作業に入っていると思うんですが、この辺確認していますか。

○議長（武道 修司君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課椎野でございます。

引っ越しの遅れについては、まだ引っ越しに取りかかっておりませんので、遅れというのは発生（発言する者あり）引っ越しにつきましては、当初最初の計画では12月中旬から入る予定でございましたが、工期等の関係でそれを2か月早めるという計画をしておりましたけども、それが2か月早められなかったというところでございます。

あと県外業者につきましては、前田本体の本社、あるいは各支店の人員というところで、その他の下請けのいろいろな業者について、県外から連れてくるところが連れて来られなかったというところを聞いております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 田原議員。

○議員（10番 田原 宗憲君） 答えにくいんですが、当初この庁舎を建設するにあたって、9月に引っ越しをする。それが1月の中旬ぐらいに引っ越しをできるんですね。御質問3回までやから、できるんですね。その中で、当初からこれ工事を発注するときにいろいろ評価点とかあって、34億6,500万ですかね。それから1割切って90%で落札すれば、評価点が100点多分つくというようなことだったと思うんですね。その中で、前田建設工業さんと松山さん、大建さんですかね。取ったのが36万円しか予算残していない。34億6,500万の

仕事で36万円しか予算を残していないんですよ。そのときに一次審査のときには2者の業者が多分参加していたと思います。そのときにもう1者の業者が多分一次審査が70点台やったんですかね。この前田建設工業さんが49点以下なら多分そこら辺が低かったと思うんですよ。それで、一次審査ではもう片方の辞退した会社が確か点数が高かったとすれば、二次に参加する要件として工期延長はできないかという問い合わせがあったと思うんですよ。そのときに工期延長はできませんよと言うて辞退させているのだから、何があってもこれ多分工期延長は町長も絶対しないと言っていたのにね、コロナと言ったら何でもありみたいな感じで流されて皆さんいつているけどさ、引っ越しは2週間ぐらいしか遅れていないんですよ。当初、私たち議員に説明受けとったのが、12月ぐらいに完成予定。それを10月に完成予定というのはもう分からんしね。初めからとにかく庁舎に関してはできるんだったと思います。ただ外構工事の分に関して、できなかったんじゃないんですか。それにだまされとるんじゃないんですか。県外業者から従業員が、何かな、来られないとかさ、ほとんど福岡県の業者と思うんですけどね。そこら辺もちゃんと業者に今の作業員はどこから来ているとかいうような調査をしてから、こういう工期延長をするべきですよ。工期延長できるんなら、何であのときもう1者入札させんやったんですか。だって1割、町民の税金が3億4,600万ですか、それが無駄になっていないじゃないですか。その点どうなんでしょうか、確認した後で資料もらえるんですか。

○議長（武道 修司君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 工期延長申請自体は、妥当であるという判断をいたしました。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 田原議員の質問に激しく同感します。それがまず1点。

そして、本プロポーザルの際に1者辞退された理由は、工期が間に合わないからでした。しかしながら、新型コロナウイルス感染症防止で工期が延びるのは仕方がないことだと思うんですけども、やはり工期が足りなくて辞退された業者さんのためにも、しっかりとこの契約変更をする際には資料等を明示して、そして誰にでも分かる、これだけ工事がこういう理由で遅れたから3か月、85日間でしたね、85日間延ばしますというふうに提案しないといけないと思います。

そして、先ほど北代議員がお聞きくださいましたが、北代議員が3回で終わったんですけども、福岡県建設業情報管理センターからどういうふうな数値的なアドバイスを受け、そしてどういう根拠に基づいて、どういう算式で85日を計上したのかということをお答えいただきたいかったんだと思います。

だから、まず資料がないことについて抗議を申し上げたいし、暫時休憩して資料を出してもらえんだったらお願いしたい。そして、福岡県建設業情報管理センターの専門家と相談して、ど

ういう根拠に基づいて85日を検出したのか、計算式から教えていただきたいと思います。

○議長（武道 修司君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課、椎野でございます。

工期延長の延長承認申請につきましては、2か月工期短縮の工事計画というのが出されておまして、その分で2か月を公式契約を短縮する計画であったというところで、延長申請のほうが出ております。その部分が、2か月間がコロナの関係で、10月が引き渡し可能であるというところで増員の計画等が練られておったようでございます。ただし、その分が九州県内で確保する人数が1日当たり29人、その他全国支店からの応援等が1日当たり機械設備が35人、建築が40人というふうな数字等が出されておりますが、その分が不可能になったというところで4月7日に緊急事態宣言が発令されまして、福岡からの増員しかできないというところで工程のロスが生じておまして、2か月の工期の遅れが出ております。

そして、その分の内容的な分を県のセンターのほうに示しまして、こちらのほうで新型コロナウイルス関連に関する国土交通省の通達に基づくコロナの関係の分で延期というところで……。よろしいですか。

○議員（7番 宗 晶子君） 動議です。

○議長（武道 修司君） 宗議員、指名してから。

○議員（7番 宗 晶子君） はい、すみません。失礼いたしました。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） すみません、失礼いたしました。

一生懸命説明いただいたんですけれども、やはりこういうのは、皆さん分かりますか、資料がないと判断できないんですよ。ですので、ちょっと動議を出させていただきたいと思います。

議案78号は、今、説明をお聞きして皆さんお分かりのように、議員が判断するに値する議案資料すら出しません。一生懸命説明してくれようとはしましたが、それでは判断できません。その上、議案資料が配付されました28日の議運から本日までの1日半限りの短期間では、資料要求もできませんし、調査検討の時間すら私たちには与えられておりません。今、御回答いただいた内容は、やはり資料を出して議員に納得を求めた上で、審議するべきだと思います。

以上の理由により、継続審議の動議を提出いたします。御審議よろしく願いいたします。

○議長（武道 修司君） ただいま、宗議員から本日の会議決定を変更する動議がありました。

動議にはほかに1名以上の賛成議員が必要です。ほかに賛成者はいますか。（発言する者あり）はい。この動議には2人以上の賛成者がありましたので、成立いたしました。

それでは、ただいまの動議、会期日程変更の動議についてを議題といたします。

再度、宗議員から会期日程を何日までに変更するか、協議内容等の日程等を含めて説明をお願い

いしたいというふうに思います。宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 資料要求をすると3日かかります。今日は10月30日。11月1日から始まるとして、11月10日までの日程で審議をしていただきたいです。委員会付託もお願いしたいと思います。理由は……。

○議長（武道 修司君） それでいいです。今さっき理由は言われたんで。

○議員（7番 宗 晶子君） はい、いいですか。以上でございます。

○議長（武道 修司君） それでは、宗議員から会期日程を11月10日までに変更する動議が出されましたので、これについて採決を行います。

この提案に、動議に賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（武道 修司君） ありがとうございます。起立少数です。よって、宗議員から提出されました会期日程の変更については否決されました。よって、本日の会期日程を変更しないこといたします。

宗議員、質問はもうこれでいいですか。

○議員（7番 宗 晶子君） はい、いいです。

○議長（武道 修司君） はい、ほかに。工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 先ほど来、この質問の趣旨は、町長、やはり増額の説明はありました。先ほど、北代議員からもあったように、コロナ対策に対するそういう待機所なりそういうもろもろの費用がかかったので、致し方ないだろうというのは十分理解できるんですね、我々。

ただ、この工期延長に関しては、もともと3月の工期ということが大前提で入札が行われて、それに対して先ほど椎野課長がいろいろ細かに説明しているんですが、これがやはり理解しづらいと思うんですね、我々。コロナで10日少し、ですからもうここまで出来上がっているものをもっとよりよいものを造ってもらうために反対をする気はないので、せめてこういうものに関しては、議会にきちっと数字またはそういう資料を提出するというのが本当だと思う。だからこういう動議が出たりして、会期等でも反対しているわけじゃないと思う。やはりそれに基づく資料で判断をしたいというのが、もともとの動議の提出理由だと思うんで、今から例えば、課長そのいざって出せないんですか、請求をして、その辺りがもし出せるのであれば、やはり1回見させていただいて、こういうことだったんだなということで審議したほうが、この議案に対してはスムーズな流れになるのではないかなと思いますがいかがですか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 説明で私は十分に理解してもらえないんじゃないかと思って、資料はつくっていないという状況でございまして、そこを御理解いただきたいと思います。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（５番 工藤 久司君） なかなか、先ほど宗議員が言っていたけど、町長、２８日に議運をして、我々もそのときまでこれこの資料知らないわけですよ。ですから、議運のときに少し聞かせてはいただいたけども、やはり今現状の工事の進捗状況はどうなのかとか、先ほど言った２か月前倒しでどうだということを全然知りませんし、そういうものを含めた中で、やはり３月には間に合わないということのやはりちゃんとした下地というか、そういう判断材料というのはやっぱりないと、やっぱり何かこう審議しづらいと思う。出せないんですかね。ないんですか。出せるのであればもうすぐ出していただいて、午前中に審議したら終わると思うんですが、いかがですか。

○議長（武道 修司君） 町長、もう１回答えてください。新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、私は説明で十分じゃないかなと思いますし、コロナ対策ということでこれもぜひ理解を。人夫というか従業員の調達が非常にやっぱり困難な状況で今も夜１０時過ぎまで電気つけて突貫作業やっておるんですよ。それを本来なら１０月に仕上げるという予定だったんですけれど、それが一応仕上がらないという状況でございまして、そのところを理解をしていただければいいかなと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員、大もとにはその辺の資料が全部あるみたいなんですけどね。今日、議会のほうに提出する資料をつくっていないということなんで、今、町長はそういう説明でということみたいです。工藤議員。

○議員（５番 工藤 久司君） この今回の臨時議会、総体的にそうだと思うんですが、７４のときもそう。やはりこの内容に反対しているとかではなくて、専決しないでいいようなものも専決に入っていたりとか、やはりそれに対しての個々の説明というのは非常に曖昧というか、不十分だということだと思うんですよ。専決する以上、きちっとした資料を出すというのは必要だし、何のために臨時議会を開催してまでこの案件を通したいかといったら、やはりそれなりの資料を出すというのはもう当たり前のことだと思うんですね。ですからそこは、これはもう資料がないということであればぐずぐず言っても仕方がないので、資料がないということであれば仕方ないかもしれないけど、今後やはり専決をするとか、臨時議会を開くに当たってのやはり町執行部の議会に対する対応というのが、今以上にもう少しきめ細かく対応していただきたいということをちょっと苦言を呈して、以上です。

○議長（武道 修司君） ほかに。田原議員。

○議員（１０番 田原 宗憲君） 再度ちょっと確認したいんですが、業者が１０月に完成とかいうふうな、１２月とか多分言っているんだろうけど、庁舎の引っ越しに関しては、正月から１月

の中旬を予定をしていたのは間違いないんですかね、椎野課長。それだけ答えんですか。

○議長（武道 修司君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課、椎野でございます。

当初の提案では、12月中の引き渡しというところで提案があっているところでございます。そこで12月から1月、年初めまでの引っ越しで考えておりました。だから、若干その分も年度当初は、1週間か2週間ちょっと遅れる見込みでございますということです。

一番最初の提案では、12月中の引き渡しが提案されておりました。しかしながら、その設計の遅れとか解体工事等の増分が設計時に判明しましたので、それを10月に短縮する予定を検討しております。10月に作業員を増加して、10月までに終わらせて、10月から引っ越しする工程で前田建設は考えていたようでございます。しかしながら、その分がコロナでできなかったもので、また2か月後戻りになりましたので、解体工事とその後の造成工事が2か月かかりますので、遅れるという内容でございます。

○議長（武道 修司君） ほかに。池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 2か月、10月にということの前田建設が考えていたと、今、答弁がありましたが、それを聞いたのは今回初めてですか。この工期延長の件で、初めて聞かれたのですか。

○議長（武道 修司君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課、椎野でございます。

工期短縮につきましては、従前から工期短縮についていろいろ策は検討したようでございますが、2か月という話については今回が初めてでございます。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） これ私の考えですが、当初から12月までの工期というのは短いのだと、間に合うのかという心配の声があったんです。それを前田建設がその2か月工期を早めるというのは、私は言語道断ではないかと、町民のために本当に立派な庁舎を建てていただくことを私たちは願っています。コロナの関係で工期が延びるのは、私はそれが町民のために庁舎建設がよりよいものになるということであれば賛成です。人夫を集めて工期を2か月早くするとかいうことを考えていたというのは、私は到底考えられないと思います。財政課長、どうお考えですか。

○議長（武道 修司君） 椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 財政課、椎野でございます。

当初のプロポーザルの提案等で、工期短縮についていろいろな提案がなされておりました。その中で契約しまして、その後設計をする中で様々な問題が生じまして、工期、設計自体も1か

月ちょっと遅れたような状況でございます。執行部からの要求もありましたし、議会からの要求もあったかと思えます。その分で、設計がいろいろ試行錯誤しながらいったところで、若干延びました。造成工事につきましても、いろんな建築確認申請等の絡みで、解体後の造成工事についても工期がちょっと延びるというようなところが判明しましたので、そういうところの中の2か月というところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） ほかに、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。原案に対して反対意見のある方。宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 反対意見はもう言うまいかと思ったんですけども、先ほど副町長から資料を副議長が求めてくださった際に、「このまま行かあい」とお声が聞こえてきて、それはもう議員も不規則発言はありますが、執行部側の副町長がそういう不規則発言をされるのはどうかと思います。議長、厳重に注意をお願いしたいと思います。

そして、町長が夜間も突貫工事をして頑張っていらっしゃると、本当にそう思います。大変だと思います。なぜ、突貫工事をしなくちゃいけないのか、夜間も頑張らなくちゃいけないのか、もちろんコロナウイルスもありますよ。しかし、そもそも無理な工期で契約をしたから、その原因が一番大きいと思います。

そして、資料を求めても開示されない。この資料でたった2枚ですよ。3か月の工期延長に対して。プロポーザルで辞退した業者は、工期が足りないからといって辞退されたのに、たった2枚の資料で認めてくださいと議会に提案されるのは、何でもかんでも議案を通してしまう議員及び議会に大きな責任があると思います。皆様方に反対を呼びかけまして、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 長年この件については、いろいろとりざたされる業者関係なんですけど、今日いろいろと何かこの件と別に、動議も出られましたし即決の意見も出ました。確かにいろいろとあったんですが、私、議運の委員長としては、そこら辺は議運の資料説明、議案の説明で、全くそういった意見出なかったんで、そのまま今日に至ったわけです。動議については動議ですから、当然、出るということがありますが、いろいろな資料請求とかいろいろあったら、前もってやっぱり言うべきじゃないかと。議運のときでも議運後でもそういった声が上げれば、資料を出せということが対応ができたんじゃないかなと。

この工事については、確かに工期が短いだろうということで辞退した会社もありました。工期

がないから辞退したと、これ本当の理由がそこなのかよく分かりません。確認していないから。去っていった会社ですからそこは分かりませんが、ここはこういう形でね。コロナになって、非常にコロナ禍の中で、まず工程を工期が延びる。もう最初、今年の２月に非常事態宣言が出て十何日、またちょこちょこＪＲの失敗とかありましたが大事には至らずに、そういうコロナで私たちも全員、世界目に見えないウイルスを見て、どれだけ非常に大変だったか、そういったのはこの工事にかかわらず、ほかの全ての衣食住に関しても脅威というのは皆さん御存じだと。だからこれに絡み合わせてこれに延ばしたとかいう一月は、恐らく僕は感じられません。ですから、コロナに関してこういったことがあったんだと、そういうことで国交省もそういう指示を出した上でやって、２か月半延びる。確かに資料はもらえればもう少しほしいところはありませんけど、そういうことがありましたんで、今回これコロナについて非常に流れが２か月半延びる。逆に去年の３月ですか、契約が３月でしたから実際に動いてそれから設計、施工という、今年の２月のコロナについて前田・松山共同建設会社が、今日まで県内外の技術者を投入して、築上町はコロナが数名でしたが、この現場では１人も出ていない、それは大きく高く評価できるところはすべきじゃないかと思うし、そしてこれからこれ出来上がるまで、初めてインフルエンザとコロナとどうなるかということは今から迎えるわけですから、コロナは決して終わったわけじゃないし、本当にコロナでまたこの現場を含めて、築上町を含めてあった場合は、６月以降も延びる可能性はゼロではないと私は思っています。

ですから、こういう状況の中での工期延長については、認めざるを得ないだろうと思っております。反省討論といたします。

○議長（武道 修司君） 次に、反対意見のある方。田原議員。

○議員（１０番 田原 宗憲君） 庁舎の引っ越しの時期もそんなに延長していませんね。その中で、私はもう初めから工期が３月２５日までできないというふうに思っています。業者の前田建設工業さんに関しては、早めに９か月ぐらい先のことなんですけど、そこまでの予定を組めるんですよ。コロナの状況下で組めるんですよ。大手業者さんはね。この庁舎に関しても、本当に間に合うんだなと私は本当に關心しております。

しかし、この約８０日間の工期延長が、コロナを理由にしてもちょっと長いんじゃないかなと思いますので、この工期延長を認められませんので、反対といたします。

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより、議案第７８号について採決を行います。議案第７８号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（武道 修司君） ありがとうございます。起立多数です。よって、議案第78号は原案の通り可決されました。

○議長（武道 修司君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで、令和2年第5回築上町議会臨時議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時25分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員